

横浜市特定街区運用基準

令和3年4月1日

横浜市

目 次

第 1	指 定 方 針	
	1 目 的	1
	2 指 定	1
	3 運 用	1
第 2	用 語 の 定 義	2
第 3	指 定 基 準	
	1 街区の基準	3
	2 建築物等に関する基準	4
	3 周辺環境及び建築計画等	6
	4 その他	8
第 4	技 術 基 準	
	1 有効空地の面積の算定方法	9
	2 容積率の算定方法	9
第 5	都市計画の手続き等	
	1 都市計画（特定街区）の手続きの流れ	12
	2 都市計画の図書	12
	3 添付図書（例示）	13
第 6	有効空地等の維持・管理	
	1 有効空地等の維持・管理	15
	2 特定街区における有効空地の占用等について	15
	3 特定街区における有効空地の形態の変更について	16
附 則		16
別 表		18
様 式		19

第1 指 定 方 針

1 目 的

特定街区は、良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により都市機能に適応した適正な街区を形成又は再編し、これにより市街地の整備改善を図ることを目的とする。

2 指 定

特定街区は、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「都市再開発の方針」及び「都市計画マスタープラン」に適合するものについて指定する。

3 運 用

特定街区の指定は、第3の指定基準に適合した街区又は地区について行うことを原則とし、特に都市再開発の方針における2号再開発促進地区、戦略的地区等の区域内で、地域の整備計画に基づき市街地の整備改善に特に寄与する街区整備を伴う場合には、特例的な容積率の付加を行うものとする。

第2 用語の定義

この基準で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 建 蔽 率 建築面積の敷地面積に対する割合 (%)
- (2) 基準建蔽率 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条の規定により適用する建蔽率 (%)
- (3) 容 積 率 延べ面積の敷地面積に対する割合 (%)
- (4) 基準容積率 建築基準法第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定により適用する容積率 (%)
- (5) 有 効 空 地 地区の環境の整備に有効な空地（青空・非青空）で公衆の使用できるもののうち、一定の形態を有するもの
- (6) 青空有効空地 建築物又はこれに準ずる工作物に覆われていない有効空地
- (7) 非青空有効空地 青空有効空地以外の有効空地
- (8) 有効空地面積 有効空地の対象となる面積に有効係数を乗じたものの合計面積
- (9) 有効空地面積率 有効空地面積の街区面積に対する割合 (%)
- (10) 地域の整備計画 当該街区を含む一定の範囲で定められた計画で次のいずれかに該当するもの
 - ア 都市再開発の方針における 2 号再開発促進地区で定められた整備又は開発の計画
 - イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 の規定により定められた地区計画等
 - ウ 都市計画法第 18 条の 2 の規定により定められた「都市計画マスタープラン（地区プラン）」
 - エ その他、別表 1 に定める本市が公表した地域の整備計画
- (11) 計 画 道 路 都市計画法第 11 条の規定により定められた道路

第3 指定基準

1 街区の基準

(1) 地 域

特定街区は、商業地域又は近隣商業地域内で基準容積率 400%以上の地域において指定するものとする。

(2) 規 模

ア 特定街区は、街区として形が整い、かつ、その規模が、0.5ha 以上の街区について指定するものとする。ただし、2号再開発促進地区内において、市街地整備に特に貢献する場合は、0.3ha 以上とする。

イ 個々の街区が次の要件を満たす場合は、複数の街区を併せて、全体を一の街区とみなして特定街区の指定を行うことができるものとする。

(ア) 個々の街区の最小規模は、原則として 0.1ha 以上であり、街区の面積の合計が、おおむね 0.5ha 以上であること。

(イ) 街区相互について、計画の一体性が確保されるものであること。

(3) 道 路

ア 特定街区を指定することができる街区に係る道路については、次に定めるところによるものとする。

(ア) 街区が次表に掲げる区分に従い、原則として、幅員がおおむね当該各欄に掲げる数値以上である道路によって囲まれていること。ただし、河川、軌道、公園、壁面の位置の制限により確保される通路その他これらに類するものの敷地に接する場合で、交通上及び消防活動上支障のないときは、当該接する部分を除いて、主要道路を含め次表に掲げる 2 以上の道路に接することをもって足りるものとする。

区 分	幅 員	
	主要道路	主要道路 以外の道路
基準容積率が 400%以上 600%以下である地域	1 2 m	9 m
基準容積率が 600%を超え 800%以下である地域	1 6 m	9 m
基準容積率が 800%を超え 1000%以下である地域	2 2 m	9 m

(イ) (ア)に定める道路のうち主要道路に該当する道路に接する街区の部分の延長が当該街区の周長のおおむね10分の1以上の街区であること。

(ウ) 基準容積率が 400%以上 600%以下である地域における主要道路以外の道路で、延長が 120 メートル以下の小区間で通行上支障がない道路の幅員は、6 m以上とすることができる。

イ 複数の街区については、全体を一の街区とみなして前記アの要件に該当するものとする。

ウ 街区が計画道路に接する場合又は当該街区内に計画道路がある場合において、交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がないと認められるときは、当該街区のうち計画道路の係る部分の面積は、街区内の建築物の敷地面積に算入しないものとする。

(4) 有効空地

特定街区は、原則として、街区内に次表に掲げる有効空地面積率による有効空地を確保しなければならないものとする。

基準建蔽率	有効空地面積率
80%以上 100%以下のもの	20%

2 建築物等に関する基準

(1) 容積率の指定

ア 特定街区において指定される容積率（以下「指定容積率」という。）は、基準容積率の数値に第4の2の各号に定める容積率の数値を加えて得た数値とする。この場合において、指定容積率の最高限度は、次表に示す数値とする。

地 域	容 積 率 の 最 高 限 度
商業地域又は近隣商業地域内で基準容積率400%以上の地域	基準容積率に1.5を乗じて得た数値の範囲内であって、かつ、基準容積率に200%を加えて得た数値の範囲内
地域の整備計画が定められている区域内	基準容積率に1.5を乗じて得た数値の範囲内であって、かつ、基準容積率に300%を加えて得た数値の範囲内

イ 一の街区を複数の敷地に区分する場合は、指定容積率の範囲内において容積率を各敷地に配分して指定することができるものとする。

ウ 複数の街区を一つの特定街区として指定する場合は、全体を一の街区とみなして前記アに定めるところにより容積率の指定を行うことができるものとする。この場合において、指定容積率の範囲内で容積率を各街区に配分して指定することができるものとする。

エ 特定街区内に計画道路（都市計画法第59条による事業の認可を受けたものを除く。）を含み、当該計画道路が第3の1の（3）のウに該当する場合で、市街地の整備改善を図るために特に必要と認められ、かつ、周辺環境への影響について配慮されていると認められるときは、特定街区内の計画道路部分の面積（第3の1の（3）に定める道路条件を満たすために必要な幅員部分を除く。）に基準容積率を乗じて得た数値の範囲内で、当該特定街区内の他の部分に配分して容積率の指定を行うことができるものとする。

オ 地域の整備計画が定められている区域内で、特定街区内に交通施設等の都市計画施設等の導入を図る場合には、アに定める容積率の最高限度にかかわらず、当該施設相当分の容積率を加算することができるものとする。ただし、この場合の指定容積率は、当該地区の

立地条件、道路条件等に配慮し、基準容積率に 1.5 を乗じて得た数値の範囲内とする。

カ 水面、緑地等によって囲まれていること等により特に独立性の高いと認められる相当規模以上の地区であって、当該地区の一体的かつ総合的な開発又は整備を図るための計画が定められている場合には、アに定める容積率の最高限度にかかわらず基準容積率に 1.5 を乗じて得た数値の範囲内で、容積率の指定を行うことができるものとする。

(2) 建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限

建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、都市計画上当該街区にふさわしいもので、隣地との関係を十分配慮して定めるものとする。

3 周辺環境及び建築計画等

街区の設計に当たっては、次の各号に定める事項に配慮しなければならない。

(1) 土地利用

関連する計画との整合を図るとともに地域的・社会的条件を考慮して、周辺土地利用との調和に努めるものとする。

(2) 都市施設

各種都市施設との整合を図り、都市機能の維持・増進及び都市環境の保持・向上に努めるものとする。

(3) 防 災

地域の防災性能の維持・増進に努めるものとする。

(4) 環境に対する負荷の低減

計画建築物が横浜市環境影響評価条例第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に基づく対象事業に該当しない場合は、横浜市環境評価技術指針に準じ、騒音振動・日照・風害・電波障害などの項目について、必要に応じて検討を行い、周辺の環境に影響を与えると予測される事項に関して適切な措置を採るよう配慮しなければならない。

(5) 周辺への配慮

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例第 7 条に定める内容により、周辺の住環境に影響を与える

と予測される事項に関して適切な措置を採るよう配慮しなければならない。

(6) 駐車場・駐輪場

横浜市駐車場条例に基づく附置義務駐車場及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づく駐車場・駐輪場を設置するとともに、その街区の需要に見合った駐車場・駐輪場の確保に努めること。ただし、地区全体で適切な駐車場等配置計画に基づくものについてはこの限りでない。

(7) 落下物の防止

建築物の各部分から道路等との境界線までの水平距離は、当該部分の高さをメートルにより表示した数値の平方根の2分の1以上とするものとする。ただし、高さが12m以下の部分又は落下物の防止上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

(8) 都市環境の創造

良好な歴史的・文化的環境の形成・保全に十分配慮し、また、街並み景観との調和や、景観資源（歴史、水と緑、地区ごとの個性等）を生かした魅力ある都市景観の形成に留意し、均衡のとれた個性のある都市環境の創造に努めるものとする。

(9) その他

ア 建築に係る環境への負荷の低減

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく建築物総合環境性能評価システム（CASBEE 横浜）における評価結果が A ランク以上となること。

イ 福祉の都市環境づくり

横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年条例第 90 号）に定める指定施設に該当するものは、同条例に定める指定施設整備基準に合致すること。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」に定める特定建築物に該当するものは、同法に定める建築物移動等円滑化基準に適合する計画であること。

ウ 関連法令等の遵守

その他関連する法令、要綱等に適合した計画とすること。

4 その他

(1) 特定街区の指定に当たって、本基準により市街地の整備改善と同等以上の公共への貢献度が認められる計画であり、その計画が周辺の状況等から判断しても都市計画上支障がないと認められる場合は、本制度の基準にかかわらず、公共への貢献度を勘案し、かつ、周辺環境を特に阻害するおそれのない範囲内で指定することができるものとする。

(2) 計画的連続街区の特例

相当規模の基盤整備がなされた区域等で区域外の環境を阻害するおそれがなく、計画的な施設整備を誘導するため必要な場合で次の各号に該当するものについては、予定建築物を含む特定街区の指定ができるものとする。

ア 予定建築物を含めて街区を一体として指定することにより市街地の整備改善に特に寄与することが期待されるもので、地域の整備計画に適合するもの。

イ 予定建築物を含む街区全体の一体的な計画が立案されているもの。

第4 技術基準

1 有効空地面積の算定方法

有効空地面積は、有効空地の対象となる面積に次表に定めるところによる有効係数を乗じたものの合計面積とする。

形 態		有効係数
屋外の 有効空地	・ 青空有効空地 ・ 非青空有効空地で天井高 5.0m以上のもの	1.0
	・ 非青空有効空地で天井高 2.5m以上 5.0m未満のもの	0.8
屋内の 有効空地	・ 広場状の有効空地で天井高 12.0m以上かつ面積 500 m ² 以上のもの	1.0
	・ 通路状の有効空地で天井高 3.0m以上かつ幅員 6.0m以上のもの	0.8

2 容積率の算定方法

特定街区の指定容積率（V）は、第3の2の（1）のアの指定の範囲内において基準容積率に次の各号に規定する容積率を加えたものとする。

$$V = V0 + V1 + V2 + V3 + V4 + V5$$

V0：基準容積率（％）

V1：有効空地による割増容積率（％）

V2：歴史的資産の保存・修復による付加容積率（％）

V3：文化施設による付加容積率（％）

V4：地域施設による付加容積率（％）

V5：計画的市街地整備による付加容積率（％）

（1）有効空地による割増容積率（V1）

有効空地による割増容積率は、次表に定めるところにより算定した数値以下とし、割増容積率の上限の数値を超えることはできない。

基準容積率 (V0)	割増容積率 (V1)	割増容積率の上限
$600\% < V0$	$V1 = 3A - 10$	230%
$400\% \leq V0 \leq 600\%$	$V1 = 3A - 10$	200%

注 A：有効空地面積率 (%)

(2) 歴史的資産の保存・修復を同時に行う場合の容積率の付加 (V2)

特定街区内において歴史的資産の保存・修復を同時に行う場合で文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）、横浜市文化財保護条例（昭和 62 年横浜市条例第 53 号）、歴史を生かしたまちづくり要綱等により指定を受けた歴史的建造物等については、その重要性、規模及び地域への貢献度を考慮し、妥当と認める範囲内で容積率を加算できるものとする。

(3) 文化施設を含む場合の容積率の付加 (V3)

ホール、ギャラリー、博物館、資料館、記念館等で市民が自由に利用でき、かつ、市民文化の振興に寄与すると認められる施設を含む建築物で次の規模を満たし、将来にわたり適切に管理・運営されると認められるものについては、その重要性、規模及び地域への貢献度を考慮し 100% を限度として容積率を加算できるものとする。

・条 件

- ア ホールの用に供し、客席が 300 席以上又は床面積が 300 m²以上のもの
- イ ギャラリーの用に供し、展示場の床面積が 300 m²以上のもの
- ウ 博物館、資料館又は記念館の用に供し、展示場の床面積が 300 m²以上のもの
- エ 上記アからウまでと同等以上と認められるもの

(4) 地域施設を含む場合の容積率の付加 (V4)

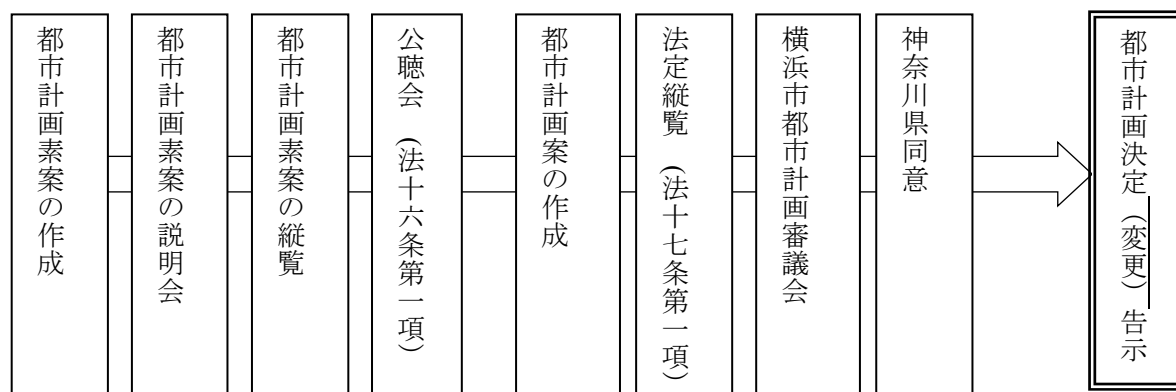
周辺地域の防災、安全に寄与する消防水利・雨水貯留槽等の防災施設、省資源に有効な雑用水再利用施設、地域冷暖房施設等の供給処理施設、交通環境の改善に資する駐車・駐輪施設等、その他都市機能を向上させる施設を設けた建築物は、その重要性、規模及び地域への貢献度を考慮し、100%を限度として容積率を加算できるものとする。

(5) 計画的市街地整備を行う場合の容積率の付加 (V5)

都市機能の向上に寄与するため地域の整備計画に沿った建築物で道路等の公共施設の整備などの都市基盤条件の改善、街区の適正な再編成、街並みの形成、水や緑などを生かした快適な都市空間の創出、特定用途の誘導等を併せて行い、市街地の整備改善に特に奇与すると認められるものについては、その重要性、規模及び地域への貢献度を考慮し、100%を限度として容積率を加算できるものとする。

第5 都市計画の手続き等

1 都市計画（特定街区）の手続きの流れ



2 都市計画の図書

(1) 計画書

横浜国際港都建設計画特定街区の決定（変更）（横浜市決定）

国際港都建設計画〇〇特定街区を次のように決定（変更）する。

名称	位置	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の高さの最高限度	備考
〇〇 特定 街区	横浜市〇区 〇〇	約〇. 〇ha	〇〇 / 10		建築物の高さの最高限度はGL=TP+〇. 〇mからの高さとする。 有効空地面積率 〇〇% 容積率の付加対象施設
		〇〇街区 又は 〇〇敷地 約〇. 〇ha	〇〇 / 10	高層部〇m 中層部〇m 低層部〇m	
		〇〇街区 又は 〇〇敷地 約〇. 〇ha	〇〇 / 10	高層部〇m 中層部〇m 低層部〇m	

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(備考) 1 「位置」は、町丁目又は字まで記載すること。

2 「面積」の単位はヘクタールとし、その数値は小数点以下第2位を4捨5入し、小数点以下第1位まで記載すること。

- 3 一の特定街区に二以上の制限の異なる街区又は敷地が計画されているときは、「面積」欄から備考欄までを別行とすること。
- 4 特定街区により整備される有効空地（有効空地面積率で表示）、容積率の付加対象施設の内容について備考欄に記載すること。

(2) 経緯書（都市計画を定める土地の区域を含む。）

(3) 総括図（1/25,000）

地域地区を表示した地形図に特定街区の位置または区域を表示する。

(4) 計画図

(ア) 区域図（1/2,500）

都市計画を表示した地形図に特定街区の区域を表示する。

(イ) 配置図（1/500）

街区に接する道路、特定街区境界線、敷地境界線、計画建築物の配置、街区内部通路及び屋外駐車施設等の配置を表示した図面に、次の凡例により壁面の位置の制限を表示する。

凡 例

建築物の部分	色の種別、線の形態
低層部	「バーミリオン」の線または—・—・—
中層部	「バイオレット」の線または—・・・—・・・
高層部	「グリーン」の線または— — — —

(ウ) 断面図（1/500）

街区に接する道路、特定街区境界線、敷地境界線、建築物の断面図等を表示した図面に、上記の凡例により壁面の位置の制限並びに低層部、中層部及び高層部の高さの最高限度を表示する。

(5) 新旧対照表（変更の場合）

3 添付図書（例示）

(1) 申出書

(2) 権利関係図書

(ア) 同意書（都市計画法第17条第3項の規定に基づくもの）

(イ) 公図の写し

(ウ) 登記簿謄本等権利関係を明らかにできるもの

(3) 計画概要書

(4) 地域の整備計画

- (5) 有効空地及び容積率の付加対象施設による容積割増図表
建物の配置、平面及び断面を表示した図面に、有効空地及び容積率の付加対象施設の位置、規模、形態及び種類を表示する。
- (6) 誓約書等
有効空地及び容積率の付加対象施設の維持・管理のために必要な誓約書等
- (7) 建築計画の概要 ((5) の図面と兼ねることもできる。)
ア 配置図及び各階平面図 (1/500)
イ 立面図及び断面図 (1/500)
- (8) 周辺の概要
- ア 土地利用
(ア) 地域地区図 (1/10,000)
(イ) 土地利用現況図・建物用途別現況図 (1/2,500)
(ウ) 建物構造・階層別現況図 (1/2,500)
- イ 都市施設
(ア) 都市施設図
(イ) 交通処理状況図
(ウ) 道路・駐車場整備図
(エ) 供給処理状況図
- ウ 周辺環境
(ア) 日影時刻図及び等時間日照図
(イ) 電波障害状況図
(ウ) 気流図
(エ) 景観図
(オ) 緑地配置図
- (9) その他必要と認める図書

第6 有効空地等の維持・管理

1 有効空地等の維持・管理

- (1) 第4の2各号の適用に係る有効空地又は施設等(以下「有効空地等」という。)を設置する者(以下「有効空地等設置者」という。)は、次に掲げる事項に従い、当該有効空地等を適正に維持・管理し、その旨の誓約書(様式1)に有効空地等の位置及び形態がわかる図面等を添付して市長に提出するものとする。
 - ア 第4に定める技術基準に適合し、誓約書に添付した図書の内容に沿った形態を保つこと。
 - イ 有効空地にあつては、利用者の通行等が想定される時間帯において一般に開放すること。
- (2) 有効空地等設置者は、有効空地等の中の適切な場所に、当該有効空地等が都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区の有効空地等である旨を様式2により表示するものとする。なお、表示板の材質は、ステンレス、銅板等の耐候・耐久性に富み、堅固に固定されたものとする。
- (3) 有効空地等設置者が当該有効空地を含む敷地及び建築物の全部又は一部について譲渡又は貸与を行う場合は、当該有効空地等の維持・管理に関する前記(1)及び(2)の事項を承継させるものとする。

2 特定街区における有効空地の占用等について

(1) 屋外広告物

建築物及び敷地内の屋外広告物については、関係法令等による他、次によるものとする。

- ア 屋外広告物の位置、形状、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観及び風致を害するおそれのないものであること。
- イ 屋外広告物の設置により有効空地の機能を阻害しないこと。
- ウ 適切な維持・管理を行うこと。

(2) 一時占用

有効空地が公衆に開放された準公共的空地であることに鑑み、有効空地を一時的に占用しようとする者は、様式3の正本及び副本により市長にその旨を届け出て、次に掲げる基準に適合していることの確認を受けなければならない。

ア 占用対象行為

- (ア) 芸術の鑑賞等公衆のレクリエーションに寄与する行為
- (イ) 地区のにぎわい創出に寄与する行為

(ウ) 建設又は管理行為

(エ) その他公共公益的行為

イ 占用期間

建設又は管理行為を除き、1回の行為について3か月以内とし、1年間の全行為の延べ日数について180日以内とする。

ただし、地域の活性化や課題解決に特に寄与するとともに、周辺の街並みに配慮され、美観及び風致を害するおそれがないと市長が認める行為で、次に掲げるいずれかの条件を満たすものはこの限りでない。この場合、事業に必要な範囲で期間を設定することができるが、当該期間が1年を超える場合、1年以内ごとに様式3の正本及び副本により市長にその旨を届け出て、基準に適合していることの確認を受けなければならない。

(ア) 特定街区の区域を含むエリア全体のマネジメントに貢献していると認められる団体が取り組むもの

(イ) 民間団体が横浜市と連携して取り組むもの

(ウ) 横浜市が実施主体となって取り組むもの

ウ 占用範囲

占用範囲は、必要最小限の範囲かつ有効空地のおおむね25%以内とする。なお、一般歩行者の通行に支障が生じる場合は、代替通路の確保等の措置を講じるものとする。

3 特定街区における有効空地の形態の変更について

(1) 有効空地の形態は、原則として変更してはならない。ただし、周辺の市街地の状況の変化、又は建築物の利用状況の変化等により、その変更がやむを得ないと認められる場合で、かつ、あらかじめ市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(2) 有効空地等設置者は、有効空地の形態の変更をしようとする場合、様式4(正副各一部)により、有効空地変更承認申請書を提出し、市長の承認を得なければならない。

(3) 有効空地等設置者は、有効空地の形態を変更した際は、様式5によりその整備状況をすみやかに市長宛に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成元年6月19日から施行する。

附 則（平成19年4月1日都地第2951号）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月10日都地ま第120号）

この基準は、平成23年5月10日から施行する。

附 則（平成26年7月1日都地ま第429号）

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日都地ま第1458号）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 横浜市の公表した地域の整備計画とは次の計画とする。

- ア 横浜市街づくり協議要綱による街づくり協議地区のうち、協議指針で街づくり協議要綱第4条1項2号から7号までの事項が定められているもの
- イ 横浜市地域まちづくり推進条例第10条による地域まちづくりプラン
- ウ エキサイトよこはま22

様式1 有効空地等の維持・管理等に関する誓約書

年 月 日

横浜市長あて

有効空地等設置者 氏名

住所

法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

有効空地〔及び施設等〕の維持・管理等に関する誓約書

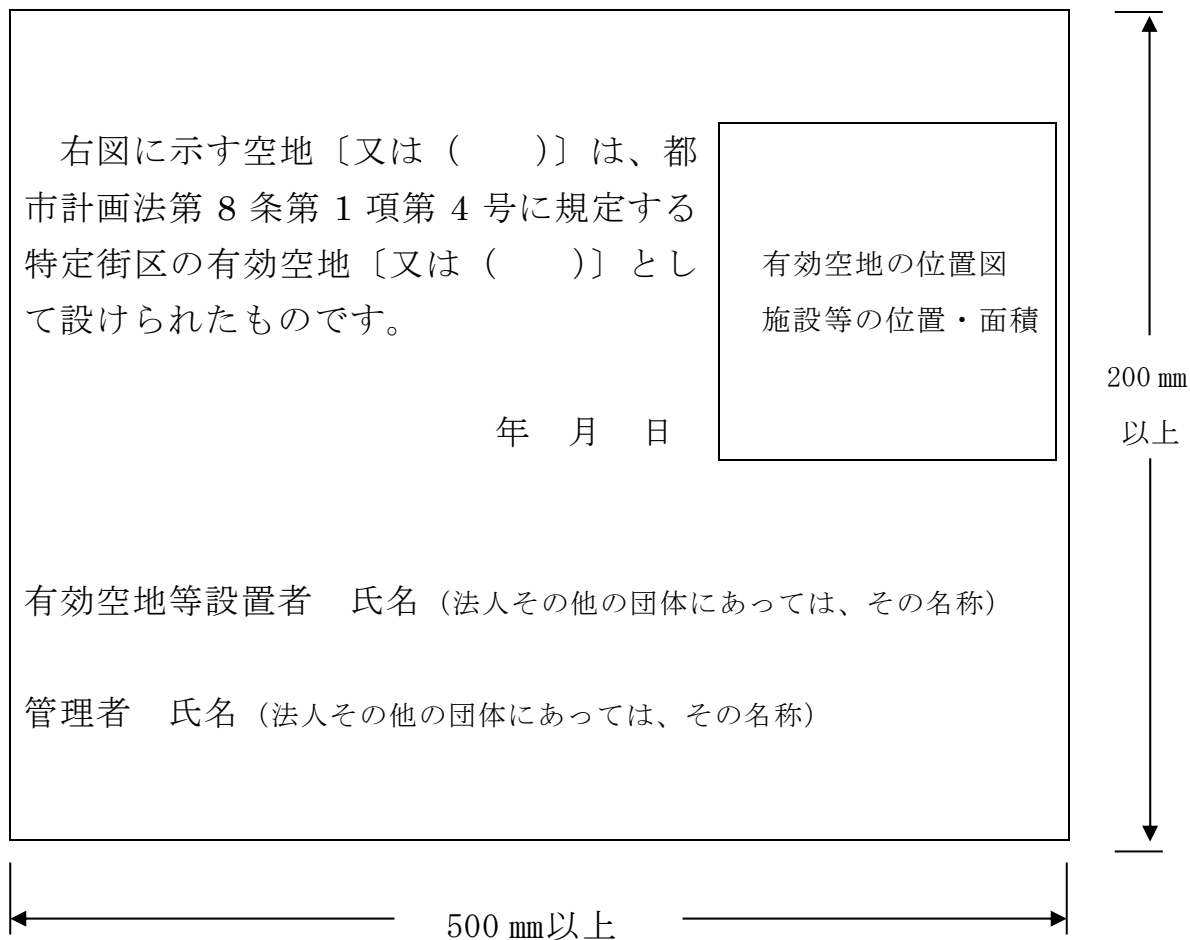
私は、横浜市特定街区運用基準に基づいて設置する有効空地を別添有効空地計画図書のとおり一般に開放し、適正に維持・管理することについて誓約いたします。

また、当該有効空地について必要により横浜市が地役権その他の権利設定をする際も異議なく協力する〔とともに、指定を受け、設置した施設（ ）等について適正に維持・管理する〕ことを誓約します。

なお、当該有効空地を含む敷地及び建築物の全部又は一部を他に譲渡、貸与する場合も、この誓約書の誓約事項を承継いたします。

〔 〕の部分は、V2～V5の容積率の付加を行う場合に加える。

様式2 有効空地等の表示板



〔 〕の部分は、V2～V5の容積率の付加を行う場合に加える。

有効空地の一時占用に関する届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

有効空地等設置者 氏名
住所
電話

有効空地占用届出者 氏名
住所
電話

特定街区の有効空地の一時占用を行いたいので、横浜市特定街区運用基準に基づき次のとおり届け出ます。

占用期間及び時間	占用目的及び内容	占用場所	占用面積

- (注意) 1 件数が多い場合は行を追加して記入してください。
 2 次の書類を添付してください。
 (1) 配置図 (占用場所を明示)
 (2) 平面図 (占用場所を明示)
 (3) 工程表 (第6 2 (2) ア (ウ) に該当する場合)
 (4) その他必要な書類

※受付欄	※備考欄

※印のある欄は記入しないでください。

有効空地変更承認申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

有効空地等設置者	氏名
	住所
	電話
代理人	氏名
	住所
	電話

_____ 特定街区の有効空地を次のように変更したいので、横浜市特定街区運用基準に基づき関係図書を添えて申請します。

変更理由・内容	
---------	--

- (注意) 1 この有効空地変更承認申請書は、必ず担当者と事前協議を行ってから提出して下さい。
 2 次の書類を添付してください。
- (1) 案内図
 - (2) 現況写真
 - (3) 有効空地に関する図書(有効空地の面積算定表、面積算定図等)
 現況及び変更後：変更部分を明示
 - (4) その他必要な書類

※受付欄	※決裁欄				
	課長	係長	担当	文書主任	公印承認

※印のある欄は記入しないでください。

有効空地変更承認通知書

年 月 日

(氏名)

様

横浜市長

印

年 月 日申請のあった_____特定街区の有効空地の変更について、次のとおり承認
します。

変更理由・内容	
---------	--

※注意事項

1. この変更承認通知書は、大切に保管してください。
2. 変更を行った後、有効空地等設置者は、有効空地変更報告書（様式5）により整備状況を報告してください。

有効空地変更報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

有効空地等設置者	氏名
	住所
	電話
代理人	氏名
	住所
	電話

_____ 特定街区の有効空地の変更について、整備状況を次のとおり報告します。

変更承認年月日	年 月 日
変更整備完了日	年 月 日
変更理由・内容	

(注意) 1 次の書類を添付してください。

- (1) 有効空地変更承認通知書の写し (添付図書含む)
- (2) 整備完了写真

※受付欄	※備考欄

※印のある欄は記入しないでください。